

第14期 決算公告

東京都千代田区麹町二丁目1番4号  
 日立キャピタル損害保険株式会社  
 代表取締役 佐藤 良治

平成19年度（平成20年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	4,109	保 險 契 約 準 備 金	4,820
現 金	( 0 )	支 払 備 金	( 2,918 )
預 貯 金	( 4,109 )	責 任 準 備 金	( 1,901 )
有 価 証 券	3,922	そ の 他 負 債	802
国 債	( 3,811 )	共 同 保 險 借 入	( 15 )
そ の 他 の 証 券	( 110 )	再 保 險 借 入	( 45 )
有 形 固 定 資 産	35	外 国 再 保 險 借 入	( 233 )
建 物	( 10 )	未 払 法 人 税 等	( 12 )
その他の有形固定資産	( 25 )	未 払 金	( 383 )
無 形 固 定 資 産	12	仮 受 金	( 112 )
ソ フ ト ウ エ ア	( 12 )	退 職 給 付 引 当 金	40
その他の無形固定資産	( 0 )	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	51
そ の 他 資 産	385	賞 与 引 当 金	57
未 収 保 險 料	( 17 )	特 別 法 上 の 引 当 金	3
代 理 店 貸 貸	( 138 )	価 格 変 動 準 備 金	( 3 )
共 同 保 險 貸 貸	( 6 )	繰 延 税 金 負 債	4
再 保 險 貸 貸	( 16 )		
外 国 再 保 險 貸 貸	( 0 )	負債の部 合計	5,781
未 収 金	( 80 )	（ 純 資 産 の 部 ）	
未 収 収 益	( 2 )	資 本 金	6,200
預 託 金	( 56 )	資 本 剰 余 金	1,600
地 震 保 險 預 託 金	( 2 )	資 本 準 備 金	( 1,600 )
そ の 他 の 仮 払 金	( 63 )	利 益 剰 余 金	△ 5,125
貸 倒 引 当 金	△ 0	そ の 他 利 益 剰 余 金	( △ 5,125 )
		繰 越 利 益 剰 余 金	(( △ 5,125 ))
		株 主 資 本 合 計	2,674
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8
		純資産の部 合計	2,682
資 産 の 部 合 計	8,464	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,464

[貸借対照表の注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。
  - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
  - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法により行っております。
  - (3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
2. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。  
なお、法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更することとしております。  
これによる経常損失及び税引前当期純損失への影響は軽微であります。  
また、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費ならびに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これによる経常損失及び税引前当期純損失への影響は軽微であります。
3. 無形固定資産の減価償却は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。  
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。  
また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
6. 退職給付引当金の計上方法は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。
7. 役員の退職慰労引当金の計上方法は、取締役会の決議に基づき内規を定め、退職慰労金支給見込額を引当計上しております。
8. 賞与引当金の計上方法は、従業員賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に計上しております。
9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
10. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
12. 当期より、保険業法施行規則第70条第3項に基づき、責任準備金を追加して積み立てることとしております。この結果、追加積立を行わなかった場合に比べ、責任準備金が150百万円増加し、また、経常損失及び税引前当期純損失が、150百万円増加しております。

13. 有形固定資産の減価償却累計額は88百万円であります。

14. 退職給付に関する事項は、次のとおりであります。

(1)退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△89 百万円
年金資産	62 百万円
未積立退職給付債務	△26 百万円
未認識数理計算上の差異	6 百万円
貸借対照表計上額の純額	△33 百万円
前払年金費用	7 百万円
退職給付引当金	△40 百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.5%
期待運用収益率	3.0%
数理計算上の差異の処理年数	17.9年

15. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	3,258 百万円
上記に係る出再支払備金	339 百万円
差引(イ)	2,918 百万円
地震保険に係る支払備金(ロ)	－ 百万円
計 (イ)+(ロ)	2,918 百万円

16. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	3,386 百万円
上記に係る出再責任準備金	1,978 百万円
差引(イ)	1,407 百万円
その他責任準備金(ロ)	493 百万円
計 (イ)+(ロ)	1,901 百万円

17. 関係会社との金銭債権は73百万円、金銭債務は29百万円であります。

18. 1株当たりの純資産額は17,198円12銭であります。

19. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

平成19年度

自 平成19年4月 1日  
至 平成20年3月31日

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,324
保険引受収益	3,301
正味収入保険料	2,923
積立保険料等運用益	0
為替差益	0
その他の保険引受収益	378
資産運用収益	22
利息及び配当金収入	22
有価証券償還益	0
積立保険料等運用益振替	△ 0
その他の経常収益	1
経常費用	4,155
保険引受費用	2,670
正味支払保険金	802
損害調査費	179
諸手数料及び集金費	326
支払準備金繰入額	783
責任準備金繰入額	579
資産運用費用	0
有価証券償還損	0
営業費及び一般管理費	1,482
その他の経常費用	2
支払利息	1
貸倒引当金繰入額	0
その他の経常費用	1
経常損失	830
特別利益	—
特別損失	579
固定資産処分損	0
減損損失	578
価格変動準備金繰入額	0
税引前当期純損失	1,409
法人税及び住民税	3
当期純損失	1,413

[損益計算書の注記]

1. 関係会社との取引による収益総額は744百万円、費用総額541百万円であります。

2. ①正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	3,860 百万円
支払再保険料	937 百万円
差 引	2,923 百万円

②正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	973 百万円
回収再保険金	171 百万円
差 引	802 百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	763 百万円
出再保険手数料	437 百万円
差 引	326 百万円

④支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	493 百万円
同上にかかる出再支払備金	△ 289 百万円
差引(イ)	783 百万円
地震保険にかかる支払備金繰入額(口)	－ 百万円
計(イ)+(口)	783 百万円

⑤責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	1,016 百万円
同上にかかる出再責任準備金	508 百万円
差引(イ)	507 百万円
その他責任準備金繰入額(口)	71 百万円
計(イ)+(口)	579 百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

有価証券利息	22 百万円
その他利息	0 百万円
計	22 百万円

3. 当期における法定実効税率は36.21%であります。

4. 1株当たりの当期純損失は14,704円04銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 関連当事者との取引に関する主な事項は、次のとおりであります。

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	期末残高(百万円)
親会社	日立キャピタル株式会社	東京都港区	9,983	ファイナンス事業	被所有 直接79.4%	当社保険の販売 役員の兼任	信用保険 取引	正味収入保険料 475 正味支払保険金 1	未収保険料 16

(注) 1.取引金額に消費税等は含まれておりません。

2.取引条件ないし取引条件の決定方針

信用保険取引については、一般の取引と同様の条件をもって決定しております。

6. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

(ご参考)

## 当社のソルベンシー・マージン比率について

(単位: 百万円、%)

	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	3,179
資本金又は基金等(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く)	2,674
価格変動準備金	3
危険準備金	0
異常危険準備金	489
一般貸倒引当金	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	11
土地の含み損益	—
負債性資本調達手段等	—
控除項目	—
その他	—
(B) リスクの合計額	362
$\sqrt{\{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3)^2\}}+R_4+R_5$	
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	304
予定利率リスク (R <sub>2</sub> )	0
資産運用リスク (R <sub>3</sub> )	103
経営管理リスク (R <sub>4</sub> )	13
巨大災害リスク (R <sub>5</sub> )	28
第三分野保険の保険リスク (R <sub>6</sub> )	—
(C) ソルベンシー・マージン比率	1,753.4
$[(A) \div \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。  
なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額となっております。

### <ソルベンシー・マージン比率>

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額: 上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険(「一般保険リスク」…上表のR<sub>1</sub>、「第三分野保険の保険リスク」…上表のR<sub>6</sub>)  
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
  - ② 予定利率上の危険(「予定利率リスク」…上表のR<sub>2</sub>)  
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③ 資産運用上の危険(「資産運用リスク」…上表のR<sub>3</sub>)  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④ 経営管理上の危険(「経営管理リスク」…上表のR<sub>4</sub>)  
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び下記⑤以外のもの
  - ⑤ 巨大災害に係る危険(「巨大災害リスク」…上表のR<sub>5</sub>)  
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。